

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

お諮りします。

ただいま町長から議案第17号、令和7年1月1日から同年1月31日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、議案第17号を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定致しました。

(議長)

追加日程第1、議案第17号、令和7年1月1日から同日1月31日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定についてを議題とし、致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第17号、令和7年1月1日から同年1月31日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定についてでございます。

本年6月から供用開始しているコミュニティプラザ江差につきましては、江差町と江差消防署との間で、消防法上の施設、施設区分及び消防設備に関する認識と確認が不十分だったため、消防用設備が不足した状態で令和6年3月に建設工事が完了するなど、施設の整備過程において混乱を招いたところでございます。

本事案により、町民の皆様初め、議員の皆様にも多大なるご迷惑をおかけし、町政に対する信頼を大きく損なうこととなりました。

改めて深くお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

私と副町長は町政を担う長として、また町政の事務方のトップとして責任の重大さを痛感しているところであり、それぞれの給料を1ヶ月、10%減額することと致しました。

つきましては減額に関する条例を提出しておりますので、ご審議の上議決頂きますようよろしくお願いします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

審議希望ありませんか。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー1点だけ、質問させていただきます。

えーこちら、えー特別職の減額と言う事で、あーの江差町ですね、特別職報酬等審議会条例と言うのがございますけども、これによりますと、第2条、町長、うー町公、公職者の報酬額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額を、に関する条例を議会に提出しようとする時は、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとすると思いますが、今回のこの10%減額について、この審議会がいつ行われて、審議会のメンバーはどういった方々がいらっしゃって、で、その中でこういった形でこの10%が決まったのかと言う事を、うーん教えて下さい。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい、あの一、今、増永議員のご質問はですね、特別職等報酬審議会に諮問を町長がする場合、言わば毎月いくらの報酬額にしますか、そう言った場合の審議会でございます、この今回提案するものについては、言わば町長の裁量の中で提案する条例と、こう言う事でございますので、開いてございませんので。

開かないで提案が出来る、そう言う事でございます。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

と言う事はこれ、審議会は必要ないって言う事ですか、今回は。

でもここにちゃんと書いてますよ。額については、審議会の意見を聞くんですよ。意見を聞くんですよ。何のためにこれ審議会なんですか。じゃあこんな審議会必要ないんじゃないかなと僕は思いますけども。

(議長)

副町長。

「副町長」

増永議員、あのですねー、まあ調べて下さい。もう一度。

言わば、現在、例えば私なり町長の報酬月額が、例えば30万なら40万ですと、こう言った場合を変える場合、そう言った場合に諮問をして審議会を開く訳です。

ただし今回の事案は、先ほどの理由をもって、町長の責任と考える下で、減額を、あの提案するということですので、今現在の報酬が適当なのかどうか、全道的にどうなのか、檜山的にどうなのかっていう、そういう額を決める場合に審議会が必要だと言う事でございますで、以上です。はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

じゃあ今回の減額については、この審議会は関係無いと言う事でよろしいんですか。

でも、ここにそういう形の書き方はしてませんよ。あくまでも、町長、副町長、教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとする時はですよ。

今まさしくそれじゃないんですか。あらかじめ当該報酬等の額について、審議会の意見を聞くものとして書いてます。これ、これも該当するんじゃないですか。

(議長)

副町長。

「副町長」

ですから調べて下さい。

これは1月、えー来年度の1月1日から1月31日までの間を、町長の権限の下で、責任

の下で、単発でって言うか、提案するものでございますよ。

それ以外の毎月いくらにするかっていう場合には、審議議会の意見を聞いて、定めて、議会の議決、議決を経るとこう言う事でございますので。はい。

(議長)

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望はありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、議論を、あつ討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第17号、令和7年1月1日から同年1月31日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって議案第17号については、原案の通り可決されました。